

中小企業のための

法務講座



香港における中国公証 国際公証①

新年のため公証の問い合わせが多いため、今回は、公証書類について解説したいと思います。海外とビジネスをしていると様々な法的証明書類を要求されることが多々あると思われます。例えば、

- 香港法人の子会社を中国で設立
- 親会社である香港法人の情報が変更された時の本人が中国の印字を取得される時
- 海外で香港居住者が不動産を買する時
- 宣誓(Declaration)委任状(Power of

Attorney) 契約書 個人情報(後民・結婚 留学、仕事などのため) 会社情報などです。

全ての書類の前提として、提出先で何を求められているかの確認が非常に重要です。どこへ提出するのか、何の書類を何紙、どのような形で綴るか。アポスライユ(Apostille)まで必要か。領事館認証(Legalisation)まで必要か。について提出先の政府機関や金融機関の確認が必要となります。香港と関連がある(例えば、

香港法人や香港IDがある)場合のみ、香港の公証人が書類を公証することが出来ます。

中国委託公証(China Appointed Attestation)

中国委託公証人と呼ばれる方もほとんどは同じの事が存じないと思われませんが、中国大陸で使用する行為、事実、書類の真実性、合法性や法律意見を提供する業務を中国司法部から委任されているのが中国委託公証人です。

中国委託公証人の背景

返還前は植民地であった香港は、中国国内とは

法制度が根本的に異なるために、中国国内では香港関係の証明には、国際公証のような制度が必要と考えられていました。しかしながら、政治や民族の感情面から見る香港は中国にとつて同じ民族であるために国際公証の形(国対国)のような証明制度は違和感があったために、国際公証よりも区域内の証明制度が可能かどうかの検討を行いました。1981年中国委託公証人制度はこの背景に作られました。中国委託公証人とは、香港で発生した行為、事実証明、法律、書類の合法性について中国国内で使用するための証明制度です。

1981年初めての8人の香港で尊敬される弁護士が中国司法部に選ばれたこの制度は始まり、画期的な制度と言えます。徐々に制度の改善と準備が進み、2019年現在年間10万件以上の中国公証案件があります。

中国委託公証人(China Appointed Attesting Officer)

中国委託公証人とは、公証人中国委託公証人(香港)管理法により10年以上の経験がある香港法弁護士が、中国の関連する法律や法規を習得



し、中国語で業務を遂行し、公証書類を中国語で作成出来る弁護士が多額資格を得られます。試験と面接により合格すると中国委託公証人となれます。現在、香港弁護士の中で568人が中国委託公証人となっており、つまり香港の弁護士の中でも4~5%しかこの資格を保有していません。

度は異なるために、香港政府が出す各種公的書類と中国大陸の書類は異なります。中国大陸で香港の書類が必要な場合は、中国司法部委託の中国公証人が公証書類を作成し、偽造を防ぐために更に中国法律事務所(香港)有限公司へ持参し、登記査定、押印されると中華人民共和国の法律で有効な書類となります。公証は必ず中国委託公証人の捺印が必要となります。

中国委託公証人の業務 中国大陸と香港の法制

▲ こんなことでお困りではありませんか。

- ▶▶▶ 香港でビジネスのトラブルに巻き込まれた。
- ▶▶▶ 相手側から契約書を渡されたが、サインして大丈夫?
- ▶▶▶ 念のために契約書を作成したい。
- ▶▶▶ 売掛金の回収ができない.....
- ▶▶▶ 香港に資産がある方がお亡くなりになった。
- ▶▶▶ 従業員をリストラしたいが、どうしたら良いでしょうか。

筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士(香港、大嶼区(GBA)、
英国)中国委託公証人



アンディチェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありエージェント口相談員も務めている。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

